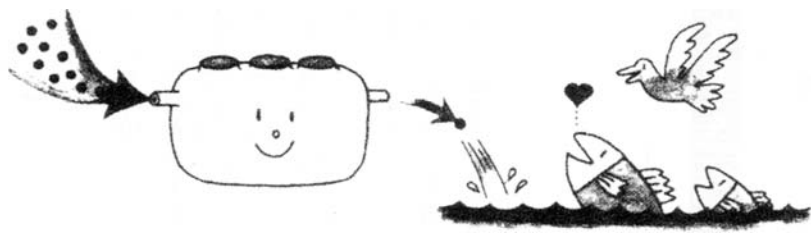


# 浄化槽の適正な管理

使った水をキレイにして自然へ返そう！

浄化槽は水中の微生物の働きを利用して汚水を浄化するものです。

しかし、保守点検・清掃等を行わず未管理のまま放置すると浄化槽本来の機能が発揮されず、水質汚濁の原因となりますので、設置者のみなさんは定期的に保守点検・清掃等を専門業者に依頼して、適正に管理し、浄化槽を正しく使用しましょう。



## 保守点検の回数

### みなし（単独処理）浄化槽の保守点検の回数

| 処理方式                            | 浄化槽の種類                  | 頻度       |
|---------------------------------|-------------------------|----------|
| 全ばっ気方式                          | ①処理対象人員が20人以下の浄化槽       | 3か月に1回以上 |
|                                 | ②処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽 | 2か月に1回以上 |
|                                 | ③処理対象人員が301人以上の浄化槽      | 1か月に1回以上 |
| 分離接触ばっ気方式<br>分離ばっ気方式<br>単純ばっ気方式 | ①処理対象人員が20人以下の浄化槽       | 4か月に1回以上 |
|                                 | ②処理対象人員が21人以上300人以下の浄化槽 | 3か月に1回以上 |
|                                 | ③処理対象人員が301人以上の浄化槽      | 2か月に1回以上 |
| 散水ろ床方式<br>平面酸化床方式<br>地下砂ろ過方式    |                         | 6か月に1回以上 |

### 合併処理浄化槽の保守点検の回数

| 処理方式                                    | 浄化槽の種類                                     | 頻度       |
|---|--|----------|
| 分離接触ばっ気方式<br>嫌気ろ床接触ばっ気方式<br>脱窒ろ床接触ばっ気方式 | ①処理対象人員が20人以下の浄化槽                          | 4か月に1回以上 |
|   | ②処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽                     | 3か月に1回以上 |
| 活性汚泥方式                                  |  | 1週に1回以上  |
| 回転板接触方式<br>接触ばっ気方式<br>散水ろ床方式            | ①砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有する浄化槽                | 1週に1回以上  |
|   | ②スクリーン及び流量調整タンクまたは流量調整槽を有する浄化槽(①に掲げるものを除く) | 2週に1回以上  |
|   | ③上記①及び②に掲げる浄化槽以外の浄化槽                       | 3か月に1回以上 |

## ◆浄化槽の正しい使い方◆

### 浄化槽の法定検査

浄化槽を設置したら、法律で定められた検査を受けなければなりません。

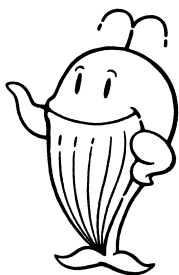
法定検査には、7条検査と11条検査の2種類あります。

7条検査とは、浄化槽の設置後、浄化槽が適正に設置されているかどうかを判断するための検査で、使用開始後一度だけ受けます。

11条検査は保守点検及び清掃が適正に実施されているかどうかを判断するための検査で、毎年1回受けなければなりません。

また、この検査は北海道浄化槽協会が定期的に行っております。

このような保守点検、清掃、法定検査の料金は浄化槽設置管理者の負担となります。



### 【問い合わせ先】

町民課住生活グループ  
(☎2・2454)